

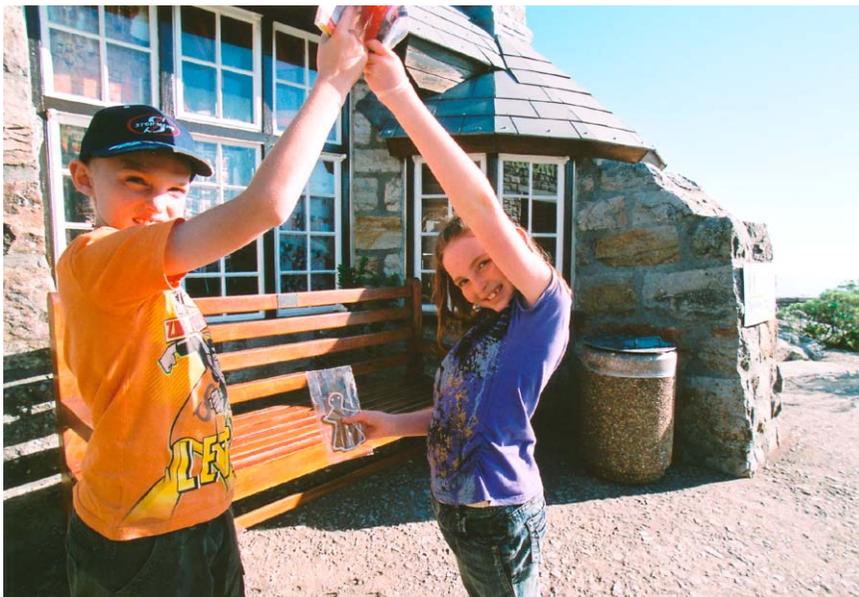
SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°499
2012・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

カネミ油症救済立法について…………… 吉野高幸
重要な到達築き裁判闘争を終結—高尾山天狗裁判…………… 松尾文彦
レーシック手術による集団感染事件—民事損害賠償は全面解決へ…………… 末吉宜子
新宿区ホームレス生活保護裁判 二審も勝訴!!—新宿七夕訴訟…………… 戸館圭之
生活保護費支払口座の差し押さえに対し、裁判所が解除を命じる…………… 和泉貴士
鞆の浦訴訟について…………… 山田延廣
日本原子力研究開発機構を提訴 除染技術の「普及妨害」を糾す…………… 森賀幹夫
新採小学校教師の自殺を公務災害と認定した東京高裁判決…………… 小笠原里夏
300名の参加者を迎え、大成功—司法修習生による7月集会の報告



南アフリカの子ども②

カネミ油症救済立法について

福岡 吉野 高幸

はじめに

二〇二二年八月二九日参議院本会議で「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案」（以下、「救済法」と略す）が全会一致で可決された。

カネミ油症が発生したのは、一九六八年、四四年前のこと。

わが国最大の食品被害は、その救済法成立まで四四年を要したのである。

1 カネミ油症事件とは？

カネミ倉庫株式会社（北九州市小倉北区…以下、「カネミ倉庫」と略す）製造の米ぬか油（カネ

ミライスオイル）を食べた人に黒い吹き出物などの皮膚障害や様々な内臓疾患が現れた。届け出者一万四〇〇〇人余、「認定」患者一九〇〇人余のわが国最大の食品被害といわれるカネミ油症事件である。

米ぬか油の製造工程で熱媒体として使用されていたPCBが加熱されて生じたダイオキシン類などが原因とされている。

2 救済法の内容

(1) 医療費について

医療費については、これまで原因企業であるカネミ倉庫が「認定」被害者に「受療券」を発行し、医療機関が「受療券」を利用して医療費の自己負

担分をカネミ倉庫に請求すれば支払ってきた。しかし、受療券が利用可能な医療機関が限られているため大部分の被害者は医療機関の窓口で自身が支払った後、カネミ倉庫に請求するほかなかった。

今回の救済法制定に際して四月に策定された超党派議連の案では医療費を国とカネミ倉庫が基金をつくり医療費や療養手当を支給する仕組みであったが、救済法でも、結局「カネミ倉庫が医療費の自己負担を支払う」という仕組みは変わらなかった。

ただ、カネミ倉庫が医療費を円滑に支払うことができるように農水省が国の保有米をカネミ倉庫の倉庫に預けてカネミ倉庫の経営を支援する制度（一九八五年二月カネミ油症事件の裁判で被害者側が国に連続して勝訴した際に当時の法務・厚生・農林の三大臣が協議して作った仕組み）を法

律で明確に「国は、……原因事業者によるカネミ油症患者に対する医療費の支払いその他…被害の回復を支援するために必要な施策を講ずる……」（九条）と定めたことにより国が実質的に医療費の支払いなどを支援することが法定されたことは評価できる。

さらに附則二条ではカネミ倉庫が経営難になった場合、国が必要な措置を講ずることも盛り込まれており、被害者の「カネミ倉庫は中小企業なので何時何があるかわからない」との不安にある程度答えるものとなっている。また法案の説明資料には、国の医療支援の一環として厚生労働省が「受療券」が利用できる医療機関を拡大するとされている。

しかし毎年健康実態調査をすることはそれ自体意義のあることであり、その支援金名義で事実上の療養手当（やや少額であるが……）なお説明資料にはカネミ倉庫から一人当たり年五万円程度を支払うとあるが、その趣旨は必ずしも明確ではないが支給される仕組みも評価できる。

(3) 「認定」患者の拡大について

カネミ油症が抱える大きな問題の一つは「認定基準」の問題がある。同じ家族で、同じ時期に同じカネミ油を食べていたのに「認定」される被害者とされない被害者がいるのである。

救済法では二条に「診断基準の見直し並びに調査及び研究の促進等」が明文化された。

さらに附帯決議では「診断基準の見直しに当たっては、事件当時の同居家族で健康被害を受けたものが、家族内で認定結果が分かれることのないよう、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう、油症治療研究班に要請すること」が決議された。

小宮山厚生労働大臣は、これらの附帯決議について「尊重します」と明言しており、今後の厚生労働省の取り組みが注目される。

(4) その他

救済法では、超党派議連案の「国が直接救済な



公害総行動で霞ヶ関をデモ行進する被害者、吉野弁護士支援者（二〇一〇年六月三日）

これが実現すれば、被害者の窓口負担解消に近づくと思われるが、厚生労働省はこれまでも同じようなことは言ってきたがなかなか実現していないので、引き続き被害者の切実な要求として厚生労働省と医療機関に働きかけることが重要である。

(2) 療養手当から健康調査支援金へ

救済法一〇条は「国は、……カネミ油症患者の健康状態を把握するために必要な施策を講ずる……」と定めている。

国はこの規定に基づき「健康実態調査を当面毎年実施し、健康調査支援金を一人当たり一九万円支給することとした。

これは、前記四月の超党派議連案の療養手当（月三万円）に代わるものとして政府・民主党から出てきたものである。

いし負担する」ことに厚生労働省などが抵抗したこと、この反映であろうか、国がカネミ倉庫を支援して間接的に医療費などの支払いを支えることが強調されているように見える。

前記(1)で述べた九条がその根拠であるが、例えば法案の説明資料には「カネミ倉庫の事業拡大支援を通じて一時金の残余の支払いのための措置」ということも掲げられている。

もちろん被害者にとっては、国からの直接給付であれカネミ倉庫からの支払いであれ同じようなものだが、やはり間接的でやや迂遠との感は否めない。

(5) 法定した意義は大きい

前述したように救済法は被害者の立場から見れば不十分と思われる部分もある。

しかし国が「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進」を目的とした救済法が制定されたことはそれ自体大きな意義がある。

しかもこれまで三大臣協議など法的性格がはっきりしない形で事実上進めていたことに法的根拠が与えられたのである。

さらに附帯二条には「施行後三年を目途として」検討も定められている。

今後とも救済の充実のための運動の継続が必要である。

3 救済法を作り上げた力は？

カネミ油症事件の裁判は複雑な経過をたどって一九八七年終了した(詳しい経過は拙著「カネミ油症終わらない食品被害」を参照されたい)。

しかし「国への仮執行金の返還問題」に苦しんだ被害者が二〇〇五年に日弁連に人権救済の申し立てをしたことを契機に新たな運動が広がり、二〇〇九年仮執行金について特別措置法が制定され、その際援助いただいた超党派議員連が今回の法制定でもその原動力の一つとなった。

ただこの運動の原点はやはり被害者の深刻な被害実態である。

私自身一九八七年の裁判終了後一八年を経た二〇〇五年七月、五島列島での日弁連人権委員会の公開ヒアリングで被害者の訴えを聞いたことが新しい取り組みの原動力となったと実感している。

救済法成立の翌日八月三〇日福岡地裁小倉支部でカネミ油症「新認定訴訟」が結審した。

裁判長は「遅くとも来年三月までに判決する」と明言した。

読者の皆さんのカネミ油症の運動へのご協力をお願いして報告を終える。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

重要な到達築き裁判闘争を終結

高尾山天狗裁判

東京 松尾 文彦

二〇一二年七月一九日、東京高等裁判所第四民事部は、圏央道高尾山トンネル及び高尾山インターチェンジ工事に関する事業認定・収用裁決取消訴訟において住民たちの控訴を棄却する判決を言い渡した。

この訴訟は、高尾山天狗裁判としては、民事差止訴訟と裏高尾地域の事業認定・収用裁決取消訴訟（以上はいずれも終結）に続くものだったが、原告団は、上告及び上告受理申し立てをしないことを決めたので、二〇一〇年から二年間におよんだ裁判闘争は終結することとなった。

全国の会員には弁護士団にご参加いただき、また、様々な形でご支援を頂きました。心からお礼を申し上げます。

自然破壊の可能性は 否定できないとした判決

住民たちは三〇年近くにおよぶ圏央道反対運動と二年におよぶ裁判闘争を通じて、国定公園高尾山にトンネルを掘り巨大な橋脚によるジャンクションやインターチェンジを建設することは、地下水脈の破壊により豊かな自然環境や景観を破壊し、騒音被害や大気汚染の増大をもたらすものであることを強く訴えてきた。

今回の判決は控訴棄却という不当な結論ではあ

ったが、事実認定としては、こうした住民たちの指摘に相当程度耳を傾けたものとなった。

判決は「一般に、山岳を掘削してトンネル工事を実施すれば、当該山岳の地下水や表流水などの水環境に対して、程度の差こそあれ、必然的に何らかの悪影響が及ぶものであることは、経験則上、容易に推認できる」、「高尾山中の沢の水枯れや、ゆう水枯れが発生するといった現象」につき「高尾山トンネル工事の影響によるものが全くないことを認めるに足りるだけの証拠もない」と高尾山トンネル工事による水枯れの危険を指摘した。

その上で、「水が枯れてしまった区域において、多湿を好んでいた植物が全滅するなどして、植物が一変してしまうことが容易に予想される」、「自然環境への影響は……判明したときには、もはや取り返しがつかないことになっていることが少なくないものと解される」と自然環境への悪影響の可能性も指摘している。

「（圏央道工事の）景観への影響は少ないとする本件環境影響評価一及び本件環境影響の評価意見は、必ずしも絶対的な正当性を持つものとはいえない」などと、環境影響評価の正当性にも疑問を投げかけたことも、判決の重要な特徴だった。

これらは、今後活かすことができる重要な到達である。

国のデータ隠しは 改められるべきであるとも指摘

住民たちは、これまで、圏央道は都心の渋滞解消や多摩地域の交通渋滞の解消と経済の発展に必



裁判所に向かう原告団・弁護団（二〇二二年七月一九日）。

要であり、費用便益分析結果（工事による便益を工事費用で割った数値）でも二・六と便益性の高い工事であるとの国土交通省の主張が誤りであることを指摘してきた。さらに費用便益分析では、過大な便益が前提とされていること、分析に用いたデータを国民に開示しない国の姿勢は非科学的であることを明らかにした。

判決は、「一般に、どのような分析であっても、データに基づいて分析したとして、その結論を示しただけでは、その結果の正確性、妥当性を正しく判断することはできないと解されるし、データ自体の内容が確認できなければ、プログラミングの内容の適正性、データ処理作業の正確性などを検証することもできないことになる」と指摘。「データに基づく分析結果の結論だけではなく、可能な限度で、データに基づく分析過程も明らかにすべき」、「データを保存する必要がないとする被控訴人国らの主張は、独自の見解の固執するだけのものであり、到底採用することができない」、そして、「費用便益比が二・六であるとする被控訴人国らの主張も直ちに採用することができない」、「行政行為の観点からしても、費用便益分析のデータに関する被控訴人国らの態度は改められるべきである」と国を断罪した。天狗裁判の判決の中で最も厳しい内容である。

道路事業において費用便益分析が登場する場面

は、「政策評価法」に基づく新規事業採択時評価と事業再評価などの事業評価と、土地収用の必要が生じた場合の事業認定申請時と二つある。このうち、事業評価の際の費用便益分析に関するデータを国が保存・開示しないことの問題点については、国土交通省が会計検査院に対し改善を約束している。今回の判決は事業認定の場面における費用便益分析データの保存・開示を求めたものである。これにより、ムダで有害な道路建設に反対する運動は、道路事業のいずれの場面でも費用便益分析データの保存・開示を求める大きな根拠を得たことになる。この点も重要な到達である。

運動は続く、さらなるご支援を

判決が以上のような重要な認識を示しながら、結局は、国の行政権に大幅な裁量権を認めて住民たちの控訴を棄却したことは極めて不当であり、行政の誤りをチェックするという司法の役割を放棄するものである。

私たちは、こうした判決をのりこえ、無駄で有害な公共事業を中止させるための全国各地の住民・市民の運動と連携・協力し、今後も世界遺産に匹敵し都民のオアシスになっている高尾山を守るために運動を継続していくことを決意しています。さらなるご支援をお願いします。

レーシック手術による集団感染事件

— 民事損害賠償は全面解決へ —

銀座眼科被害者弁護団副団長 末吉 宜子

1 レーシック手術による 集団感染事件とは

三年前の二〇〇九年二月二十五日、中央区保健所から、「中央区内にある医療機関である『銀座眼科』でレーシック手術を受けた患者に、感染性角膜炎などの集団感染が発生した」と記者発表が行われ、これを受けて、新聞・テレビなどでかなり大きく報道された。中央区保健所が把握していた被害者数は、二〇〇八年九月二十三日から二〇〇九年一月一七日までの期間で手術を受けた六三九名中六七名であり（感染率一〇パーセント以上）、保健所は、医療行為における衛生管理の不徹底が感染の原因であると指摘した。

2 弁護団の結成と方向性

同年三月九日、東京の医療問題弁護団を母体として「銀座眼科被害者弁護団」を結成し、以後三年にわたり、被害回復と再発防止を目的として活動を行ってきた。弁護団員は総勢二六名、最終的に弁護団に委任した被害者は六八名であった。

弁護団が柱としたのは、①溝口医師の医師免許取消を求める行政処分の要請、②溝口医師に対する刑事告訴・告発、③金銭賠償を求める民事訴訟の提起（及び訴訟外の調査と示談交渉）、の三つであった。この方針は、医療被害者の求める五つの

願い、1.原状回復、2.真相究明、3.反省と謝罪、4.再発防止、5.損害賠償、をもとに組み立てたもので、結果として、この三つの柱が有機的に作用し、この度の民事損害賠償の全面解決の原動力となったと考えている。

3 三つの柱ごとの活動内容

三つの柱（前記①、②、③）の第一弾の行動は、二〇〇九年七月三日に、統一行動として一斉に行った。その後の活動は次のとおりである。

(1) 医師免許取消について

この三年で厚生労働省への要望書の提出は六度に及んだ。厚生労働省の対応は極めて消極的で、独自の調査権の発動を行うことはなかった。二〇一一年秋からは署名活動に取り組み、二〇一二年七月二〇日に約五〇〇〇筆の署名を提出した。刑事事件も確定した現在、医師免許取消の行政処分を求めて弁護団として最後の活動を続けているところである。

(2) 刑事告訴・告発について

二〇〇九年七月三〇日の統一行動において、傷害罪で告訴（告訴人二名）・告発（告発人五〇名（被害者の家族を含む））を行った。その後、捜査及び刑事訴追の確実性を期すため、業務上過失傷害に罪名を変更した。

告訴受理から一年五カ月が経過した二〇一〇年

二月、ようやく溝口医師は逮捕、起訴され、二〇一二年九月二八日に禁固二年の実刑判決が言い渡された(東京地方裁判所)。弁護団では、一番・控訴審を通し被害者参加手続きを行い、民事訴訟では明らかにされなかった真実を知り、被害者の思いを溝口医師に突きつけることができた。医療事件で被害者参加が行われたのは、本件が初めてである。一審判決後、溝口医師は控訴したが、二〇一二年三月九日、控訴棄却の判決が言い渡され(東京高等裁判所)、三月二四日刑が確定した。

(3) 民事損害賠償請求

民事訴訟は、行政・刑事の行動と同じく、二〇〇九年七月三〇日に東京地裁医療集中部(四か部)に提起した。原告は感染性角膜炎との診断を受けた被害者で、一次訴訟は五〇名、二〇一〇年二月にさらに五名の原告が加わり、原告数は五五名となった。感染以外の手技ミスやレーシック手術の合併症と思われる被害については、訴訟準備をしつつ示談交渉を行った。最終的には、非感染被害者も後述のとおり、すべて和解が成立した。

被告は溝口医師及び医師賠償保険の保険会社二社である。保険契約の対象期間によって、三井住友海上火災保険と東京海上日動火災保険に分かれた。五五名中五四名の原告(訴訟外の非感染被害者は他に九名)が東京海上日動の保険の対象であったため、その原告・非感染被害者については、

保険金額の上限(三億円)では、症状固定後の原告らの確定損害額(約四億五〇〇〇万円)をまかなえない状況にあった。三井住友火災海上保険の対象であった原告(一名)と非感染被害者(四名)は、二〇一二年までに順次和解が成立していた。

4 非典型後遺障害の主張立証

原告五五名のうち、三九名に何らかの後遺障害ないし後遺症が残った。そのうち視力低下が残存したのは二五名であった。眼に関する後遺障害は、少なくとも片目の視力が〇・六以下となることとされている。しかし本件では、視力低下だけでは後遺障害等級に該当しないが、光が異常に眩しく感じる(混濁による羞明)、ものがはつきり見えな(コントラスト感度低下)、ぼやけて見える(不正乱視)などの障害が多くの人に残った。これは感染性角膜炎により、角膜に異常が残ったために生じた後遺症であるが、非典型後遺障害であるため、その主張・立証は一年がかりの取り組みとなつた。

幸いなことに、この非典型後遺障害につき二人の眼科医から質の高い意見書をいただく事ができ、立証活動を大きく前進させることができた。

5 被告からの和解の提案

原告が後遺障害・後遺症の主張立証を終えた二

〇一二年三月、被告代理人から和解の申し入れがあった。非典型後遺障害を前提に損害計算をするとその損害額は東京海上日動の保険の残額(約二億六〇〇〇万円)を超えるとの認識にたち、保険金の残額のほとんどを弁護団と委任契約を結んでいる原告・被害者に支払うという内容であった。

現実的解決の中では最も有利な内容であったが、最後の難関は、各原告・被害者への分配を弁護団に任せてもらえるのかという点だった。全員が参加され、集会の最後には三二名全員が弁護団の分配案を了解してくれた。欠席された方からも順次同意書が返送され、四月中に六八名全員が同意を得られたのである。この三年間の弁護団の活動に対して、被害者の方々が信頼を寄せてくれたことの証であり、これまでの苦労が報われたと感じた。

6 和解による民事損害賠償の

全面解決

二〇一二年七月二〇日午前、医療集中部四か部すべてで和解が成立し、これをもって民事損害賠償については、感染被害者(原告)、非感染被害者の全員について、全面解決した。

新宿区ホームレス生活保護裁判

二審も勝訴!!

新宿七夕訴訟

東京 戸舘 圭之

一 「義務付け判決」が確定!

新宿七夕訴訟とは、東京都新宿区内でホームレス状態にあった当時五七歳の男性(一審原告)が、アパート等での居宅保護による生活保護をもとめた生活保護申請に対し、新宿区福祉事務所長が「稼働能力不活用」(生活保護法四条一項)を理由に申請を却下した処分を取り消し、生活保護開始決定の義務付け、生活保護費の支給を求めて提訴した行政訴訟である。

東京高等裁判所第二〇民事部(春日通良裁判長)は、二〇一二年七月二八日、新宿区(一審被告)の控訴を棄却し、一審原告の請求を認容した(一審東京地裁判決(東京地判平成二三年二月八日))を是認した。本判決は、被告新宿区が、上告をすることなく確定した。

二 事案の概要

原告は、二〇〇八年六月、ホームレス状態になり生活に困窮していたことから、アパート等の住居を確保した上で就職活動をしたと考え生活保護を申請した。ところが、福祉事務所の職員は、原告に対し自立支援システムの利用を強く求め、原告がこれを断ったところ、「稼働能力を十分活用しているとは判断できない」として、三度にわたり生活保護申請を却下した。

本件では、申請当時、ホームレス状態にあった原告が、生活保護法四条一項の「生活に困窮する者」がその利用し得る能力……を活用することを要件とするいわゆる稼働能力活用要件を充足するかが争点となった。被告新宿区は、原告が、ホームレス自立支援法に基づく自立支援システムの利用を拒否したことが、稼働能力活用要件の充足を否定する主たる理由であるなどと主張した。

原告は、本件は「ホームレス」に対する不当な差別が真の却下理由であり無差別平等の原理(生活保護法二条)に違反する、アパートでの生活保護を拒んだ点は居宅保護の原則(生活保護法三〇条一項本文)に違反する、住居もなく所持金もないホームレス状態にあった原告が直ちに就労することは不可能であり稼働能力活用要件(生活保護法四条一項)は当然に充足するなどと主張して争った。

三 「法は不可能を強いることができない」

第一審東京地裁判決(東京地判平成二三年一月八日、賃金と社会保障一五五三・一五五四号六三頁)は、原告の主張を全面的に認め、「法は不可能を強いることができない」こと、生活保護法四条一項は「当該生活困窮者が、その具体的な稼働能力を前提として、それを活用する意思を有しているときには、当該生活困窮者の具体的な環境の

下において、その意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることができない限り」なお稼働能力活用の要件は満たされるとし、原告が稼働能力活用要件を充足していたことを認めた。

控訴審判決は、稼働能力活用要件に関する第一審東京地裁判決の判断枠組みをそのまま引用した上で、一部事実認定、事実の評価に変更を加えたものの、一審判決同様、処分行政庁が行った生活保護申請の却下処分は、生活保護法四条一項の稼働能力活用要件の解釈、適用を誤った違法な処分であると断じた(上告せず確定)。

四 本件訴訟の位置づけ

生活保護法四条一項のいわゆる稼働能力活用要件は、その解釈、適用如何によって、貧困状態にある人々に対する恣意的な生活保護からの排除を可能とってしまう構造的問題を抱えた要件である。

ホームレス状態にある人に対する稼働能力活用要件を理由とする生活保護申請却下処分が争われた先例である「林訴訟」判決(名古屋地判平成八年一〇月三〇日、判例時報一六〇五号三四頁、名古屋高判平成九年八月八日、判例時報一六五三号七二頁、判例タイムズ九六九号一四六頁)は、「補足性の要件は、保護開始申請者が稼働能力を有

し、その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があり、かつ実際にその稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより判断されるべき」と、稼働能力活用要件の判断方法に関する一般的規範を定立した。これにより、稼働能力が有る(「まだ若い」「健康だ」と)の一事だけで生活保護を却下することは許されないとこの考え方が裁判例として示された。この裁判例の考えは、数年を経て、二〇〇八年から生活保護行政の解釈指針である実施要領にも一定程度反映された。

本件は、林訴訟以来の同種訴訟であり、また、「ホームレス自立支援法」施行後の事件であるという点で裁判所の判断に注目が集まっていた。

本件と同様に稼働能力活用要件を理由とする保護却下処分が争われた近時の裁判例として大津地判平成二四年三月六日(処分行政庁の違法を認め処分取消、開始決定義務付け。被告が控訴せず確定)がある。また、大阪府岸和田市(保護却下事案)、静岡県静岡市(保護停止事案)でも、裁判が係属中である。

五 控訴審判決の意義

控訴審判決は、基本的事実関係、生活保護法四条一項に関する解釈論など、すべて一審判決の判断をそのまま引用した上で、そのあてはめに

いて、一部事実関係を認定替えした上で一審判決と同様の結論を導いている。

控訴審判決は、申請時に検診命令によって受診した医師の診断書の記載を過大に評価し原告の稼働能力を不当に低く評価した上で稼働能力活用場のなかったという結論を導いており一審判決より後退した判断を行っている。その事実認定、事実の評価に関しては、原告代理人として大いに不満がある。その意味で、先例として評価に値するのは、控訴審判決が正当と認めた一審判決の規範部分であり、控訴審判決独自の認定部分については評価に値しない。

本判決の意義は、裁判所が、法に従って違法な行政処分を是正し原告を救済したという点とその判断過程において示された稼働能力活用要件に関する一般的解釈論にあると考えている。

本判決は、林訴訟で示された一般的規範を踏襲した上で、生活保護法四条一項が、活用を求めている稼働能力について「その利用し得る」ものに限定していることに注目し、生活に困窮している者が同要件を理由に不当に生活保護から排除されないための解釈論を展開し、原告を違法な処分から救済した点で画期的である。

六 おわりに

近時、生活保護制度、憲法、生活保護法の無理

解に起因する生活保護バッシングとそれに呼応した生活保護制度改悪の動きがみられる情勢下で、東京高裁において違法な保護行政を断罪する判決が示され確定した意義は大きい。今後の生活保護行政、他の同種訴訟に与えるインパクトという意

味でも本判決は非常に大きな意義を有していると思われる。

原告、支援者（ホームレス総合相談ネットワーク）、弁護団の四年間におよぶ裁判闘争は勝訴判決確定により終わった。

今後は、確定判決で示された規範を広く社会に浸透させ、全国の福祉事務所から違法な生活保護制度の運用をなくしていくための取り組みをすすめていきたいと考えている。

オリコによる生活保護費支払口座の 差し押さえに対し、裁判所が解除を命じる

東京◎和泉 貴士

1 事案の概要

本件事案は、株式会社オリエントコーポレーションが、東京都八王子市在住の六〇歳男性（以下、「Aさん」とします）の生活保護費および年金を差し押さえ（東京地裁立川支部）、Aさんは手持ちの現金六〇〇〇〇円の生活を余儀なくされたというものです。

Aさんは、一九九九年ころに失業により住宅ロ

ーンの支払いが滞るようになり、自宅を失いました。オーバードーンだったため、競売後も一部債務が未払いの状態となったまま、千葉から八王子に移住しました。その後、二〇〇四年二月から八王子市にて生活保護受給を開始、住宅ローンの支払いはまったくできないままでした。

二〇二二年四月二五日、オリコの申し立てによりAさんの預金口座に対する債権差押命令がなされました。オリコはAさんの住所を調査し、現

在の自宅の付近に所在する金融機関すべてに対して、さながら絨毯爆撃のように差し押さえを行った模様です。Aさんは自宅付近のY銀行とM銀行に預金口座を開設し、生活保護費と年金の振込を受けていましたが、すべて引き出し不能となりました。Aさんが私のところに相談にこられた時点で、次の保護費の入金予定は六月四日、年金の入金予定は六月二五日のため、一カ月程度の期間を所持金六〇〇〇〇円で生活しなければならなくなり

ました。

2 相談を受けてからの対応

所持金六〇〇〇円で一カ月過ぎずのは不可能です。そこで、五月九日に八王子市役所の生活福祉課に交渉に行き、特例として数千円の生活費の借り入れを行い、不足すれば再度相談することになりました。

さらに、地裁立川支部に、差押禁止債権の範囲変更(差し押さえの取り消し)の申し立てを行うこととしました。申し立てを行うまでの間に、銀行の方からオリコに対してすでに支払いがなされないか心配だったのですが、まだ支払いはなされていませんでした。そこで、裁判所にはとりあえず、オリコへの支払いを止める決定を出してもらい、その後、生活保護費と年金以外に収入がないことを預金通帳を根拠に立証を行い、差し押さへの禁止財産の拡張及び差し押さへの取り消しを求めるという方針を立てました。五月一〇日に差押禁止財産の拡張申し立てを行い、その結果、五月二四日には差し押さえがなされていたY銀行、M銀行に対し、支払禁止決定が出され、七月二三日には差押取消命令が出されました。

3 問題の所在

そもそも、生活保護費、年金は差押禁止債権

とされており(生活保護法五八条、国民年金法二四条及び厚生年金法四一条一項)、本来差し押さえは認められないはずですが、その趣旨は、年金や生活保護費受給者は、通常これらの収入のみに依存して生活しているであり、差し押さえが認められると最低限度の生活を営むことすら不可能になるためとされています(本件のように、餓死など生命の危機が生じることすらあることに注意すべきです)。

しかし、これらの債権が預金債権として他の一般財産に混入した場合には、一般財産との区別が困難であるとの理由で、差し押さえを認める判決が存在しています(最高裁判成一〇年二月一〇日金融法務事情一五三五号六四頁)。そのため、年金が振り込まれる預金口座などに対する差し押さえは事実上黙認されており、社会的にも年金や生活保護費の差し押さえも事実上可能という、法律の趣旨に反する理解が広まっています(インターネットなどで検索すると、「生活保護費であっても差押の対象になる」という記述も散見されます)。

本件は、前記最高裁判決を前提にしながらも、預金口座に対する差し押さえについて、実質的にみて生活保護費および年金受給権そのものに対する差し押さえに等しいと評価され、差し押さへの違法性が認められた点に特徴があります。

Aさんは、生活保護受給中であり、年金以外に収入がないことは市役所のケースワーカーも確認済みです。預金口座をみても、生活保護費、年金以外に収入源が無いことは明らかでした。そのため、最高裁判決のいうところの、「他の一般財産が混入するおそれ」というものを考慮する必要がなかった点が重視されました。

4 おわりに

本件は、カードローン会社が、国民の最低限度の生活を補償するための生活保護費について差し押さえを行った事案である点で特殊性があります。Aさんは差し押さへの結果所持金が六〇〇〇円となり、当職による支援がなければ餓死など生命の危険が生じた可能性もあります。オリコによる強引な債権回収の手法は、社会的にみても非難すべきものと考えます。

また、年金支給口座に対する差し押さえが近時社会問題化しています。本決定は、年金以外に収入源が無い場合には法律の趣旨に照らし差し押さえは違法となることを確認した点でも、意義のあるものと考えます。

とも 鞆の浦訴訟について



広島 山田 延廣

1 鞆の浦とは

鞆の浦は、広島県福山市の沼隈半島の東南端にあり、浜や波止場が緩やかな彎曲を描く自然条件に恵まれた歴史の港町で、潮待ちの港として古くから繁栄してきた。万葉集で大伴旅人が詠った地、源平合戦や足利尊氏の勢力挽回の地、江戸時代に朝鮮通信使が「日東第一の景勝地」と述べた特使の寄港地などとしても有名である。

鞆の浦には国や広島県及び福山市が指定する多くの文化財があり、特に、鞆港にはわが国の近世の港を特徴づける①雁木（潮位の変化に対応した階段状の船着き場）、②常夜燈、③波止、④焚場（船の修理場）、⑤船番所の五点すべてが残されており、これら構築物はそれ自体が重要な文化的歴史

的価値を有し、この五つの港湾土木遺産がすべて残されているのは、わが国では鞆の浦だけである。

このため、鞆の浦の景観および土木遺産は内外の専門家も高く評価している。

2 埋立差止訴訟の提起

鞆港周辺の県道は、狭く車両の離合にも困難であるため、この鞆の浦の一部を埋め立て、架橋して県道のバイパスを造る案が一九八三年に計画されていたが、景観を損なうことから進展していなかった。ところが、この計画の推進を公約した羽田福山市長が二〇〇四年九月、初当選したことから、この計画がにわかに進められることとなった。この埋め立てが推進されると鞆の浦の景観が損

なわれてしまうことから、これに危機感を抱いた原告住民ら一六三名は、県と市が埋立免許の出願を行う一カ月前の二〇〇七年四月、免許権者である広島県（処分庁は県知事）を被告として、埋立免許仮の差止訴訟及び本案の埋立免許差止請求訴訟を広島地裁に提起した（弁護士は、大阪弁護士会所属の水野武夫弁護士を団長として、薦田哲、日置雅晴、越智敏裕の各弁護士及び広島市の弁護士三名等）。いったん免許がなされれば、埋め立てを強行してしまい、その差し止めは困難となるというこれまでの環境権裁判の教訓から、免許が下りるまでに埋立免許自体がなされることを差し止めしようというのである。

二〇〇八年二月、広島地裁（能勢顯男裁判長）は、この仮の差止訴訟に対しては却下判決をなしたが、その理由中の判断は、景観利益は重要とし

て、住民の大半について景観利益と排水権を認めるという実質的には住民等の主張を認める内容のものであった。

このため、原告住民らは、本案訴訟を速やかに進めることとしたが、被告広島県は、行政訴訟における常套手段である原告らの当事者適格を争い、埋め立ての必要性について縷々主張した。

広島地裁は、二〇〇九年三月に結審し、同年一〇月に判決を下した。この判決は、鞆の浦の景観につき、「鞆の浦の景観は国民の財産」であるとして、その歴史的・文化的価値を認め、この景観利益は、法律上の保護に値するものであるとしたり、居住している原告らに差止訴訟の当事者適格を認めた。そして、景観利益は、いったん埋立免許がなされると埋め立てにより回復困難な性質を有することから「重大な損害」が生ずるなどとして、埋立免許の差止請求を認める画期的判断を行っている。

3 現状について

広島県は、この判決を不服として直ちに控訴したが、その直後である二〇〇九年一月、広島県知事選挙が行われ、湯崎英彦広島県知事が就任し、同知事は、就任直後、住民同士による協議の場を設けるとして、その後、二〇一二年一月まで一

九回にわたり、賛否双方の住民による協議会を開催した。このため、控訴事件当事者双方は、この協議結果を待つこととして、訴訟は事実上延期されてきた。この協議会の仲介役(弁護士二名)は、バイパス道路の整備と景観への配慮をともにする必要があるとの報告書を提出した。このことをうけて、湯崎知事は、六月二五日、鞆の浦の埋立計画を撤回し、景観への影響の少ない山側にトンネルの整備を推進するとの結論を表明し、福山市に対し、その旨通知した。

ただ、広島県は、埋立免許申請(願書)の取り下げを行う予定であるとし、本件訴訟については和解もしないし、控訴の取り下げもしない旨明らかにしている。したがって、原告住民側はこの免許申請が取り下げられた場合、訴訟継続(免許差止)の必要性がなくなるため、訴えを取り下げる予定である。

しかし、現在も福山市は、強硬に計画の撤回に反対しており、免許申請が何時取り下げられるかについては、不明である。

4 まとめ

この一審事件を担当した能勢裁判長は、これまでゴルフ場建設差止、保育園の日照権事件での建設差止を認めるなどの環境問題につき、先進的な

判断をしてきた裁判官であり、本事件がこの裁判官の担当となったこと、県知事が交代して新知事は計画変更の決断をしてくれたこと、裁判の直前、宮崎駿監督の「崖の上のポニョ」の舞台となり話題を呼んだことから、鞆の浦が多く国民に知られたことなどの「時の運」に恵まれたこともあった。

いずれにしても、原告ら住民が必死の思いで、各関係者に鞆の浦の景観の価値を訴えたため、イコモスなどの国際機関や有識者から数多くの鞆の浦の景観を保全すべきであるとの意見表明がなされ、一審判決において、先の「鞆の浦の景観は国民の財産」との見解を引き出すことにつながったものと思う。

この事件は、人々が、将来の人々に残すべきものとして必死にがんばれば、その願いは達成できることを教えてくれている。特に、原発再開問題について沸騰している状況を見るとなおさらそう思う。

日本原子力研究開発機構を提訴 除染技術の「普及妨害」を糾す^{ただ}

東京 森賀 幹夫

一 訴訟の概要

二〇一二年七月、水処理プラントメーカー「ネイチャーズ(株)」の創業者で元代表者の松村栄治氏は、みずから開発した放射能除染技術が、独立行政法人日本原子力研究開発機構(原子力機構)の福島技術本部企画調整部次長によって普及を妨害されたことについて、原子力機構を被告として、謝罪広告と国家賠償を求める訴訟を、東京地裁に提訴しました。

二 提訴に至る経過

国は、福島第一原子力発電所事故後、「除染に関する緊急実施基本方針」で、緊急時被ばく状況(追加被ばく線量が年間二〇ミリシーベルト以上)にある地域を段階的かつ迅速に縮小することをめざすことを決め、この方針に沿って進められる除染技術等調査事業の一環として、原子力機構に対し、「福島第一原子力発電所事故に係る避難区域等における除染実証業務」を委託しました。そこで原子力機構は、二つの施策の一つとして、「平成二三年度除染技術実証試験事業」(今後の除染作業に活用し得る優れた技術を、民間より、公募により発掘し、除染効果、経済性及び安全性を確認

する観点から実証試験を行い、その有効性を確認するもの)を実施することを決定しました。

ネイチャーズは、この公募に応え、「モルクラスタールオゾン水による各種構造物の除染実証試験」の名称で、高濃度オゾン水の強力な酸化力により、セシウム二三七を、金属・アスファルト・植物等の各種構造物に吸着している場合、土壌、森林内腐食質層等の一部を形成している場合、粘土鉱物の結晶構造にとりこまれていた場合などに、対象物から溶出させ、洗い出すという内容にて提案しました。そして、採用された二五件中(応募は三〇〇件)の最有望案件と評価され、原子力機構と除染技術実証試験の委託契約を締結し、松村氏が中心となって、実証試験を行いました。

その結果、ラボテスト(専門的な機材・装置を使った実験室での試験)及びフィールド試験(現場でのテスト、郡山市の工場敷地内建屋、浪江町赤宇木のアスファルト・道路・樹木等)のいずれにおいても、モルクラスタールオゾン水による除染は、高圧水道水洗浄と比較してはるかに高い除染効果を上げることが実証されました。さらに、①材質・形状を問わず、広域面でも除染できるので、生活圏全般の空間線量率の低減が可能である、②汚染の原位置で除染できる、③基本的に除去物が発生しない、④除染作業は単純で、かつ処理時間が短い、⑤オゾンの残留や毒性を有する副生成物

が発生しないので人体や環境に実質的な負荷がない、という優れた利点も、実証されました。

他方、除染に関する原子力機構の実務責任者である福島技術本部企画調整部次長は、二〇一一年九月頃から、「いくら良い除染方法でも国のお墨付きがないと助成金や東電の補償はつかず広まらない」などと東電やゼネコンなどの連携を示唆するとともに、公募とは別ルートで原子力機構と共同研究することを提案したりしてきました。しかし、松村氏は、除染技術の開発・実施の公平・公正に反すると考え、また、大企業の経営利益が優先されて技術の用途が制限されることを危惧し、これに応じず、自主的に除染技術を完成さ

次々と発生しました。

三 業務の妨害と名誉棄損行為

原子力機構の次長らは、二〇一二年二月下旬にネイチャーズが予定していた「桑折町睦合幼稚園（町立）除染作業」の実施試験を、試験当日になり、それまで問題点の指摘さえしていなかったオゾンガス発生による安全性への懸念を理由に、再三にわたり妨害し、中止させました。

また、原子力機構の次長は、妨害の裏で密かに、ネイチャーズの取締役らに働きかけ、除染実証試験の中止の原因が松村氏にあり、松村氏は国の除染事業を受託する会社の代表者として不適格である旨の一方的で歪んだ内容を記載した文書を交付したり、松村氏を除染事業に関わらせないよう要求するなどして、代表者である松村氏を排除

上／モルクラスターオゾン水の製造装置。下／モルクラスターオゾン水による除染作業



する目的で、ネイチャーズの会社運営に介入しました。そのため、松村氏は二〇一二年三月二日、ネイチャーズの取締役会において同社の代表取締役を解任されました。

さらに、原子力機構の次長は、二〇一二年三月

二六日に福島公会堂で開催された「平成二三年度除染技術実証試験事業」等の成果報告会において、松村氏が推進した除染実証試験の内容につき、虚偽のデータや歪んだ内容を記載した報告書を作成し、モルクラスターオゾン水による道路の除染効果は高圧水洗浄（ゼネコンが採用する一般的な除染方法）と同程度であり、かつ除染作業で「大気中オゾンガス」が作業環境として危険な濃度になるかのような虚偽の印象を与える内容の資料を配布しました。その報告書は、現在も、原子力機構のホームページに掲載されています。

四 訴訟の目的と意義

松村氏を代表取締役より解任した後、ネイチャーズは、福島第一原子力発電所内での作業用の除染装置の販売に向けた営業活動を進めています。その一方で、松村氏が排除されたことやモルクラスターオゾン水除染技術の不当な低評価が流布されたことにより、効果的な除染を進めようとしていた福島県の人々は、除染のトン挫の憂き目に苦しんでいます。こうして、原子力機構の次長の意図通り、東電やゼネコンの利益のための技術として、モルクラスターオゾン水技術を販売する・ゼネコンの巨大なビジネスを損なう利用方法は認めないという事態が進行しつづつあります。

しかし、モルクラスターオゾン水技術を利用すれば、転土・廃土といった土木作業や仮置き場の建設といった巨額資金の投入を必要とする事業が不要になり、広範な地域で早期に放射線量を減

でき、被災地の早期復興を実現する可能性がります。松村氏は、放射性物質の汚染に苦しむ人々のために、みずから開発した技術を、広く速やかに、活用することをめざし、本訴訟を提起しまし

た。弁護団としても、原発事故被害の回復を求め社会的運動と連携しつつ、原子力機構の体質とゼネコン本位の利権構造を、訴訟を通じ、社会的に告発し、改善したいと考えています。

新採小学校教師の自殺を公務災害と認定した東京高裁判決

静岡 小笠原里夏

一 事案の概要

本件は、二〇〇四年四月に新規採用された公立小学校の教諭である木村百合子さんが、多動性・衝動性の強い指導困難児への対応と担任学級の運営に苦悩して、うつ病に罹患し、着任後わずか六カ月に焼身自殺をした事件である。

百合子さんのご両親は地方公務員災害補償基金に対して公務災害認定請求を行ったが、同基金静岡県支部は「公務外」との認定を下し、代理人と

なっていた審査請求もとおらなかったため、二〇〇八年七月、静岡地方裁判所に公務外認定処分取消請求訴訟を提起した。そして二〇一二年八月三日、提訴してから丸四年、百合子さんの死から約八年を経過してようやく、同訴訟の勝利が確定した。

余談だが、私の弁護士登録は二〇〇四年一〇月であり、塩沢忠和弁護士とともに初めて百合子さんのご両親から法律相談を受けたのは登録後わずか一カ月足らずだったと記憶している。当時は百合子さんと同じように新米だった私も、すでに約

八年のキャリアを積むことになった。百合子さんも生きていれば同じだけのキャリアを積んでいただろうことを思うと、無邪気に勝訴を喜ぶ気持ちにはなれないのが辛い。

二 過労自殺事件の困難さ

提訴当時、労災のレベルでは自殺(うつ病)と業務の因果関係(業務起因性)が認められるケースは増えつつあったが、公務災害のレベルでは認定例は少なかった。加えて本件では、事件・事故

の発生といった「特別な出来事」も存在しなかったし、長時間労働やパワハラをきちんと立証できる事案ではないと思われた。しかも、百合子さんの当時の同僚教諭らの中で裁判に協力してくれる存在は、当時「講師」の職にあり、その後教職を諦めたという女性ただ一人だった。裁判は、厳しいたたかひとなることが予想された。

三 本件での公務起因性判断のポイントと立証の工夫

本件の特徴は、①百合子さんが新人であったこと、②担任する学級に、発達障害の疑いのある多動性・衝動性が顕著な児童が在籍していたこと、③担任するクラスが学級崩壊のようになりつつあったこと、④所定の「初任者研修」があったとはいえ、本人からたびたびSOSがあったにもかかわらず、同僚教諭らによる百合子さんに対する支援体制がまったく組み込まなかったことなどである。

ところが現職の先生方に話を聞いてみると、前記②から④のような事情は、現場では日常茶飯事だということで、私は途方に暮れた。裁判所が、たとえ事実がそうであっても、教職の「日常業務」をもって精神疾患を発症させるような過重性があると評価するとは、到底思われなかった。

気を取り直して、①百合子さんが新人であったことを前面に押し出して、業務の過重性を主張していった。もちろん、多動性・衝動性が顕著な児童への対処や学級崩壊に対処することの困難さに関する立証にも手は抜けなかった。文科省が発表している資料等を活用したり、支援してくれる現職の先生方に陳述書を作成してもらったりすることで粘り強く立証していった。この頃、名古屋高裁でイラク派兵の違憲判決を勝ち取った弁護士団の川口創弁護士から、イラク訴訟で実践された気合い一〇〇パーセントの立証活動の内容や方法をお聞きし、大いに本件での立証活動の参考にさせていただいた。裁判官は学校現場のことは何も分からないはずだということを前提に、「二四歳の新人には負担が重過ぎる業務だった」ことを何とかして分かってもらいたいという気持ちだった。

四 静岡地方裁判所での一審勝訴判決

裁判は、百合子さんが従事していた担任業務に過重性はなかったと強弁する管理職らに対する反対尋問に成功したことで、雰囲気さがらりと変わった。苦悩する新人に対して、ほとんど何の支援もしなかった管理職・同僚教諭らの冷淡な対応が浮き彫りになり、基金が公務外認定の判断の基礎としていた、「百合子の担任クラスの動静について

は全職員で見守り、相談を受け、みんな本気になってやっていた」との前提事実は総崩れとなった。結果を期待して迎えた一審判決は、予想どおり勝訴であった。そして、判決内容も被災職員に対する共感や、新人の立場を尊重する姿勢に貫かれた、素晴らしい内容であった。こんなに良い判決を得ることもあるのだなと感慨深かった。

五 東京高裁での控訴審勝利判決

まさかとは思ったが、基金は恥知らずな控訴をした。保守的な静岡地裁が、東京高裁が堅持してきた業務起因性の厳しい判断基準を（上司の許可なく）緩和して「最脆弱者説」（当該業務に精神疾患を発症させるような危険性があるか否かについては、同種労働者の中でその性格傾向が最も脆弱である者を基準とすべきという考え）を採用したことがよっぽどショックだったのだろう。また、本件ではうつ病発症後のうつ病の「悪化」と公務との因果関係も争点の一つとなっていたところ、一審判決はこれもあっさり「業務過重性の判断にあたっては、発症後の公務の過重性も考慮する」と判断したので、基金にとってはダブルショックとなったはずだ。

恐らく基金は、東京高裁に泣きついたのだろう。しかしこの作戦は、完全に基金のヤブヘビに

終わった。東京高裁の判決も、被災職員の立場を尊重した判断内容であり、その程度は一審判決を上回るほどであった。

なんと、あの東京高裁で「最脆弱者基準説」が採用されたのである。そして、うつ病の悪化と公務の因果関係についても、一審判決と同様、うつ病発症後の公務の過重性を相当因果関係の判断要素として考慮する考え方が採用された。驚くべき画期的な判決であり、信じられない思いである。これで基金は完全に息の根を止められ、さすが

に上告は断念した。当然である。基金が「調査」して判断の基礎とした事実がごとごとく間違っていたのだから、そもそも控訴する方がおかしいのだ。

六 今後の課題

裁判は勝訴に終わったが、そもそもご両親が裁判を提起したのは、「娘の死を無駄にしたいくない、百合子のような悲劇が二度と起きないでほしい、

学校側は原因をきちんと認識して、対策を取ってほしい」という強い目的意識があったからである。その目的が達成されるよう、教育委員会への再発防止の要請など、できる限りの活動をしていきたいと思っている。

なお本件をテーマとした書籍が出版されている（「新採教師の死が遺したもの 法廷で問われた教育現場の過酷」久富善之他編著／高文研）。機会があればご一読いただけると幸いである。

三〇〇名の参加者を迎え、大成功

司法修習生による七月集会の報告

六五期修習生

去る七月一五・二六日に、私たち六五期司法修習生は、京都で六五期七月集会を開き、無事成功を収めることができました。

六五期七月集会は、去年の一〇月二七日に顔合わせを行い、以来一〇回もの全体会議を経て準備をしてきました。会議には必ず毎回新しい実行委

員が参加し、最終的に実行委員は一〇〇名に達しました。

六

五期七月集会は次の三つの点で成功したと自負しています。一つ目は、約三〇〇名もの参加者が集まった点です。今年参加者の申込みを開始するのが遅

く、当初はなかなか参加者が集まらなかったのですが、各実行委員が周りの友人を誘うことで、直前に参加者数を増やすことができました。予約した旅館は満員になり、部屋の床いっぱいに布団を敷くこととなって窮屈でしたが、その分、多くの人が来てくれたことが実感でき嬉しかったです。もともと、今年修習生の参加者が去年よりも多くありませんでした。はつきりとした原因はわかりませんが、貸与制や就職難が多少なりとも影響しているように思います。現に、友人を誘っても金銭不足や就職活動を理由に断られることがありましたし、夜の懇親会では、参加費の三〇〇〇円を出すのを躊躇して懇親会を欠席する方も多くいました。貸与制のもとでは修習生の活動が萎縮することがあるのだと感じました。

二つ目は、七月集会の企画の内容が良く、参加者の好評を得ることができた点です。私は裏方としていたので企画を見ることはできませんでしたが、企画終了後に会場から出てくる参加者の方々がとても良い表情をしていました。また、一日目の最初の講師の方が、多忙な中、二日目の午後四時過ぎまで参加者として企画に参加してくださいました。そういった事実から、私たちは優れた内容の企画を作り上げることができたといえると思います。これは企画担当者の方々が多くの予習や議論をし、一生懸命企画の内容を練り上げた成果です。

三つ目は、実行委員同士の強い結びつきができた点です。私たち実行委員は時にはぶつかり合い、時には励まし合いながら準備をしました。六五期は真剣になりすぎて議論が細部にわたり、会議が長引いてしまうことが何度もありました。何事にも本気で、真面目で、少し不器用なところがある期だと感じています。今年は同期の中で法科大学院在学時から青法協に入っていた人があまり多くなく、私は、九月の東京での合格祝賀会の時は、修習中に一緒に活動してくれる仲間ができるかどうか不安で仕方がありませんでした。しかし、事務所訪問や各地での学習会、事務所説明会、七月集会議などを重ねるうちに、多くの修習生と出会い、どんどん信頼できる仲間が増えて

いき、気がつけば心配もどこかへ吹き飛んでいました。むしろ、私たちの期は各地の修習生が全国六カ所もの原発や関連施設のフィールドワークを企画するなど、多くの学習会を開くことができ、新司法試験の修習が始まって以来最も活発に活動した期になったのではないかと自負しています。

このような成果を得ることができたのは、多くの実行委員が意欲的に活動に取り組んだからだと思います。今後、私たちは様々な進路に進んでいきますが、実行委員は心から頼れる仲間であり、この結びつきは私たちの一生の財産だと考えています。



編集後記

▼地方の事件の弁論準備手続は、電話会議によることが多いが、どうしても行つて話さないとうしろでもないことがある。写真や模型を使つての説明が必要な場合である。直接話すことで得られる成果は大きい。とはいえ、やはり遠方への出張には移動に時間がかかる。弁論準備手続もせいぜい三〇〜四〇分程度で終わってしまう。ということで折角地方に来たのだからと、少し寄り道をするところがある。▼先日は、編集長と一緒に小倉での事件

以上の三点から、六五期七月集会は成功したと思つています。カンパしていただいた先生方、企画に関わつてくださったすべての方々に心から感謝を申し上げます。

最

後に、これをお読みになっている弁護士の方々にお願ひがあります。六六期以降も七月集会を続けていくために、ぜひ六六期以降も七月集会へのカンパをよろしくお願ひいたします。また、今後修了生や修習予定者と知り合う機会があれば、七月集会の実行委員になることを勧めてください。七月集会が将来の修習生に受け継がれていくことを切に願ひます。

があり出張した。その帰りに、若干とはいえない寄り道をして湯布院で一泊し、翌日に由布岳を目指した。九州一の美峰との評価もあり、その姿は優美であった。由布岳には東峰と西峰があり、西峰は鎖場が多いので今回は東峰を訪れた。日帰りで登れるため人気も高く、頂上にはかなりの人がいた。残念なことに頂上にはガスが出てしまったが、それ以外では絶景を満喫できた。▼ほとんど何がメインの出張であるのか分からないが、成果が得られたことは間違いないだろう。

(高木宏行)